様式第４－１号（第５条関係）

３０労相事第２２５１号

（企業等の所在地）　東京都千代田区神田多町二丁目２番地

（企業等の名称）　ベックス株式会社

（代表者職・氏名）　代表取締役 岡崎明晃

承認決定通知書

平成３０年１２月２０日付で申請のあったＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業について、下記のとおり承認します。

平成３１年2月１８日

東京都知事　小池　百合子

記

第１　宣言企業番号

３０Ｌ２５４０　号

第２　付帯の条件

１　巡回・助言

宣言企業は、公益財団法人東京しごと財団が実施する巡回・助言を受けなければならない。

２　決定の取消し

知事は、宣言企業承認事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この決定を取り消すことができる。

（１）宣言企業の承認決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）廃業及び倒産等により宣言書に記載した目標及び取組内容の実施が客観的に不可能となったとき。

（３）宣言企業承認事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（４）法令又は知事の指示に違反したとき。

第３　申請の撤回

宣言企業承認事業者は、この決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合には、この交付決定の通知受領後１４日以内に、その申請を撤回することができる。